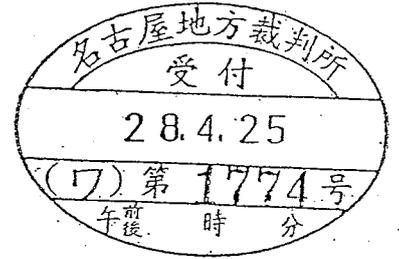


副 本



訴 状

平成28年4月22日

名古屋地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 今 村 誠

弁護士 江 端 重 信

弁護士 河 西 一 実

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

増加費用請求事件

訴訟物の価額 3億8206万8259円

貼用印紙額 116万9000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金3億8206万8259円及びこれに対する平成23年6月3日から支払済みまで年3分7厘の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、電気機械器具の製造及び販売、光学並びに医療機械器具の製造及び販売、建設工事の設計、監理及び請負等を目的とする株式会社であり、いわゆる総合電機メーカーである。

被告は、地方公共団体であり、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令により指定された、いわゆる政令指定都市である。

2 本件請求の概要

本件請求は、以下で詳述するとおり、被告が原告に発注した陽子線がん治療施設に関する工事をその責めに帰すべき事由に基づき一時中止したことにより原告に生じた増加費用の支払を求めるものである。

3 陽子線がん治療施設整備事業に関する原被告間の契約の成立

- (1) 被告は、安心して生活できる福祉・安全都市の実現に向け、名古屋城の北側に位置する名古屋市北区平手町において、「クオリティライフ21城北」との名称の保健・医療・福祉の総合的施設の整備を進めていたところ、その一環として「クオリティライフ21城北」において、体への負担が少なく、通院治療も可能なクオリティオブライフ（生活の質）に優れた治療法である陽子線がん治療を市民に提供し、これにより、速やかな社会復帰といきいきとした暮らしを支援することを目的として、陽子線がん治療施設整備事業（以下「本件事業」という。）を実施することとした。そして、

被告は、本件事業を実施するにあたり、民間資金等を導入し、陽子線がん治療施設（以下「本件施設」という。）の設計業務、建設業務、運転・保守・維持管理業務等を民間事業者に一体の事業として発注することとし、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定することとした（甲A第1号証、甲A第3号証・前文）。

原告は、入札に応募するにあたり、鹿島建設株式会社（以下「鹿島」という。）、株式会社久米設計（以下「久米」という。）及び日立キャピタル株式会社（以下「キャピタル」という。）との間において、原告が陽子線治療装置等の整備・運転・保守業務を、鹿島が本件施設建物の建設・維持管理業務等を、久米が本件施設建物の設計・監理業務を、キャピタルが本件施設整備のための原告の資金調達の関係業務をそれぞれ担当することを確認した上で（甲A第2号証・第2条第1項）、入札に応募した。その結果、原告は、最も優れた提案を行ったとされ、落札者として決定された。

- (2) これを受けて、原告は、平成20年9月30日、被告との間で、契約期間を契約成立の日から平成43年3月31日まで、契約金額を総額金245億4146万9670円として、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めた「陽子線がん治療施設整備事業 事業契約」（以下「本件事業契約」という。）を締結した（甲A第3号証）。なお、本件事業契約は、同日時点では仮契約として締結されたが、その後、同年12月4日の名古屋市会の議決により本契約となり（甲A第3号証・柱書）、効力を生じている（甲A第3号証・第47条第1項）。

本件事業契約には、以下の内容の定めがある。

記

- ① 被告は、必要と認めた場合には、原告に対して本件事業契約に定める設計業務及び建設業務（陽子線治療装置等の陽子線がん治療を行うために必要な機器一式の製作、搬入据付業務を含み、以下、併せて「本件工事」という。）の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全

部又は一部の施工を一時中止させることができる（甲A第3号証・第26条第1項）。

- ② 上記①による本件工事の施工の一時中止が原告の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、原告に生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用若しくは損害額は被告が負担する（甲A第3号証・第26条第2項第2文）。

4 被告の一方的要請による本件工事の一時中止

本件事業契約の効力発生後、原告は、鹿島に対し本件施設の建設業務を、久米に対し本件施設の設計・監理業務等を、キャピタルに対し原告の資金調達に関するフィナンシャルアドバイザー業務をそれぞれ発注し（甲A第4号証～甲A第6号証）、本件工事等の業務を行ってきた（甲A第7号証）。

ところが、被告は、突如、平成21年9月18日に、原告に対し、本件事業を進めるにあたって放射線治療の専門家等を交えた市民討論会を行い本件事業の方向性を決定するためとの理由で、本件事業契約第26条第1項に基づき同日から同年11月30日までの間、本件工事の施工を中止する旨を一方的に通知した（甲A第8号証）。そのため、原告は、同年9月18日から同年11月30日までの間、本件工事の施工を中止した。

同年11月30日になると、被告は、原告に対し、今度は、本件事業の採算性等について市民に情報公開のうえ市議会での議論を踏まえて結論を得るためとの理由で、本件工事施工の中止期間を同年12月1日から平成22年3月31日までの間延長する旨一方的に通知した（甲A第9号証）。そのため、原告は、さらに平成21年12月1日以降も本件工事の施工を中止した。

その後、平成22年1月4日になって、被告は、原告に対し、本件工事施工の中止期間を同日までとし、今後は年度内の本件工事再開に向けて協議を行う旨通知した（甲A第10号証）。これを受けて、原告は、被告との間で本

件工事の再開に向けた協議を重ね、同年3月2日に本件工事の再開した。

このように、被告の一方的要請により、本件工事は平成21年9月18日から平成22年3月1日までの間、中止させられたものである。なお、以下では、便宜上、平成21年9月18日から平成22年1月4日までの間を「中止期間」、平成22年1月5日から同年3月1日までの間を「再開協議期間」という。

5. 増加費用の発生

(1) 被告が増加費用の負担義務を負うこと

上記4のとおり、被告は原告による本件工事の実施状況とは無関係に一方的に本件工事の施工を一時中止させたのであって、本件工事の施工の一時中止は、被告の責めに帰すべき事由に基づくものであり、何ら原告の責めに帰すべき事由に基づくものではない。

したがって、被告は、本件事業契約第26条第2項に基づき、原告に生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用（以下、併せて「本件増加費用」という。）の負担義務を負うものである。なお、後記6(3)(8頁)のとおり、被告も本件増加費用の負担義務を負うこと自体は当然の前提として認めており、被告の責任原因については原被告間に争いはない。

(2) 原告に生じた本件増加費用の内訳

本件工事の施工の一時中止により原告に生じた本件増加費用の内訳は、以下のとおりである。

ア 本件工事施工の中止期間中に要した費用

本件工事の施工の一時中止により、原告には、本件工事の施工の一時中止を実施するための費用、本件工事施工の中止期間中に要した、本件

工事の再開に備え工事現場、仕掛品等を維持するための費用、及び本件工事施工の中止期間中に要した本件工事の再開に備えた待機費用等として、別紙増加費用一覧表の「Ⅰ. 本件工事施工の中止期間中に要した費用」の項に記載のとおり合計7451万5986円の費用が生じた。

イ 本件工事の再開に伴う費用

一時中止していた本件工事を再開するにあたって、原告には、本件工事の再開を実施するための費用、本件工事の再開協議期間中に要した、本件工事の再開に備え工事現場、仕掛品等を維持するための費用、及び本件工事の再開協議期間中に要した本件工事の再開に備えた待機費用等として、別紙増加費用一覧表の「Ⅱ. 本件工事の再開に伴う費用」の項に記載のとおり合計8114万9675円の費用が生じた。

ウ 本件工事の工程延長に伴う費用

一時中止していた本件工事の再開により、原告には、本件工事の実施計画の変更によって新規に必要な費用及び工期延長により必要となった費用等として、別紙増加費用一覧表の「Ⅲ. 本件工事の工程延長に伴う費用」の項に記載のとおり合計2億2640万2598円の費用が生じた。

エ 小括

以上のとおり、本件工事の施工の一時中止により原告に生じた本件増加費用は、本件工事施工の中止期間中に要した費用として合計7451万5986円、本件工事の再開に伴う費用として合計8114万9675円、本件工事の工程延長に伴う費用として合計2億2640万2598円であり、総合計で3億8206万8259円となる。

6 本訴え提起に至った経緯

(1) 本件増加費用の負担に関する原被告間の当初の協議

原告は、本件工事の再開に向けた被告との協議に際して、被告に対し、本件増加費用の負担を求めた（甲A第11号証の1）。これに対し、被告は、協議の開始当初は被告において本件増加費用を負担することを前提とした言動をとっていたものの、平成22年6月2日になって本件増加費用の負担には応じられない旨主張し、以後、本件増加費用の負担に関する具体的な協議に応じなくなった（甲A第11号証の1～4）。原告は、平成23年6月2日に、被告に対し、本件増加費用の請求書（甲A第12号証）を手交して本件増加費用の支払を求めたが、被告は、なおも本件増加費用の負担に関する協議には応じなかった。

そこで、原告訴訟代理人が同年11月16日付で被告に対し改めて本件増加費用の支払及び本件増加費用の負担に関する具体的な協議の実施を求めたところ（甲A第13号証の1～2）、被告は、協議に応じる旨回答し、以後、原告は、被告の求め（甲A第14号証）に応じて、本件増加費用の根拠資料を被告に提出し、また、当該根拠資料に関する被告からの質問に回答するなどし、並行して、平成24年8月以降、被告との間で数回にわたり本件増加費用の負担に関する協議を行ってきた。

(2) 和解あっせん手続内における原被告間の協議

しかしながら、本件増加費用の負担に関し、原告と被告との間で合意が成立せずに、本件工事の一時中止の開始から3年以上、原告の被告に対する本件増加費用の支払請求から1年半以上が経過し、事態が長期化したことから、原告は、平成25年3月8日に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証紛争解決事業者である横浜弁護士会紛争解決センターに対し、被告を相手方として本件増加費用の支払を求める和解あっせんの申立てを行った。

被告は、当初こそ和解あっせん手続への参加を留保していたが、平成

26年4月3日の第3回和解あっせん期日から和解あっせん手続に参加した。その後の和解あっせん手続内での本件増加費用の負担に関する原被告間の協議を経て、平成27年4月28日の第8回和解あっせん期日においてあっせん人から和解あっせん案が提示された。原告は、本件の早期解決の観点から当該和解あっせん案を受諾するとの意向を示したが、被告は、「議会との交渉を開始したので時間を頂きたい。6月議会（原告訴訟代理人注：平成27年6月の名古屋市会のことである。）で議論し結論を得たいと考えている。」との被告代表者市長の直筆の書面を提示した上で、当該和解あっせん案の受諾を留保した。

しかし、本件増加費用の支払に関する議案が同年6月の名古屋市会において提出されることはなく、その後開催された同年9月、同年11月及び翌平成28年2月の名古屋市会においても提出されなかった。その後、被告は、平成28年3月24日の第10回和解あっせん期日において、当該和解あっせん案に記載された和解条件では原告と和解することはできないとの考えを示した。

このため、あっせん人は、原被告間に和解の成立する見込みがないと判断して、同期日をもって和解あっせん手続を終了し、その旨の通知を差し（甲A第15号証の1～2）、同通知は同月29日に原告に到達した。

(3) 小括

本件事業契約第26条第2項に基づく原告の被告に対する本件増加費用の支払請求に対して、被告から本件においては同条項が適用されないとの主張がなされたことはこれまでに一度もない。また、被告は、和解あっせん手続において、本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因した合理的な増加費用の範囲内であれば被告が応分の限度において負担すべきものであることは認めるとも答弁している。

このように、被告は、本件増加費用の金額はともかく、本件増加費用の負担義務を負うこと自体は当然の前提として認めており、被告の責任原因

については原被告間に争いはない。そして、上記(2)のとおり被告代表者市長も平成27年6月の名古屋市会において本件増加費用の支払に関する議案を提出する考えを示していたにもかかわらず、その後1年近くが経過した現在に至っても議案の提出はいっこうに実現していない。かかる事態は、原告としては極めて遺憾というほかなく、訴訟手続において被告に対し本件増加費用を請求すべく、本訴え提起に至った次第である。

7 合意管轄

原告及び被告は、本件事業契約に関する紛争について第一審の専属管轄裁判所を名古屋地方裁判所とする旨合意している(甲A第3号証・第71条)。
したがって、本訴の管轄は名古屋地方裁判所である。

8 結論

よって、原告は、被告に対し、①本件事業契約第26条第2項に基づく本件増加費用の請求として、金3億8206万8259円、及び②本件事業契約第68条に基づく遅延利息の請求として、これに対する本件増加費用の請求日の翌日である平成23年6月3日から支払済みまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に基づき財務大臣が決定した本件事業契約の効力発生時の遅延利息の率である年3分7厘(甲A第16号証)の割合による金員、の各支払を併せて求めるものである。

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証各写し	各2通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

以上

当 事 者 目 録

〒100-8280

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

原 告 株式会社日立製作所

代表者代表執行役 東 原 敏 昭

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル17階

霞門綜合法律事務所 (送達場所)

電 話 03-5510-5355

FAX 03-5510-5359

原告訴訟代理人

弁 護 士 今 村 誠

弁 護 士 河 西 一 実

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目1番4号 日比谷中日ビル6階

三宅坂綜合法律事務所

電 話 03-3500-2920

FAX 03-3500-2741

原告訴訟代理人

弁 護 士 江 端 重 信

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

被 告 名古屋市

代 表 者 市 長 河 村 たかし